

一般社団法人日本石綿対策技術協会 会費規程

制定 令和5年8月22日

改正 令和6年5月28日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本石綿対策技術協会（以下、「本協会」という。）の会員の入会金及び会費について定める。

(入会金の額)

第2条 入会金の金額は次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	5,000円
	団体（企業等）	50,000円
(2) 賛助会員	個人	なし
	団体（企業等）	なし

(入会金の納入)

第3条 入会申込者は、入会承認の通知を受け取った日から30日以内に、入会金全額を本協会の指定する金融機関の口座に振り込んで納入しなければならない。

(会費)

第4条 会費の年額は次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	10,000円
	団体（企業等）	150,000円
(2) 賛助会員	個人	5,000円
	団体（企業等）	100,000円

2 賛助会員のうち、本協会の会員規程に定める特別賛助会員及び自治体賛助会員については、会費を徴収しない。

(会費の納入)

第5条 会費は、当該事業年度の5月31日までに、会費年額の全額を本協会の指定する金融機関の口座に振り込んで納入しなければならない。

(中途入会者の会費及び納期)

第6条 事業年度の途中で入会した会員の当該事業年度の会費は、会費年額を入会した月を基準に四半期単位で計算した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

- (1) 4～6月入会の場合 年会費の全額
- (2) 7～9月入会の場合 年会費の3/4
- (3) 10～12月入会の場合 年会費の1/2
- (4) 1～3月入会の場合 年会費の1/4

2 前項の会費は、入会承認の通知を受け取った日から30日以内に全額を、本協会の指定する融機関口座に振り込んで納入しなければならない。

(延滞金)

第7条 正会員又は賛助会員が入会金又は会費を滞納したときは、理事会の決議により、年率5%の延滞金を課することができる。

(入会金及び会費の返還)

第8条 一旦納入された入会金及び会費は返還しない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

[附 則]

- 1 この規程は、令和5年8月22日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年5月28日から施行する。